令　和　８　年　度

公益財団法人 神戸市公園緑化協会事業概要

建　　設　　局

目　　次

Ⅰ 協会設立の趣旨……1

Ⅱ 協会の概要……2
1 名称……2
2 所在地……2
3 設立年月日……2
4 基本財産……2

Ⅲ 協会の機構・職員数……3
1 機構……3
2 評議員、役員……4
3 職員数……5

Ⅳ 定款……6

Ⅴ 令和７年度事業報告……15
1 事業の概要……15
2 損益計算書……20
3 正味財産増減計算書……21
4 貸借対照表……22
5 財産目録……23
6 収入明細書……24
7 支出明細書……25

Ⅵ 令和８年度事業計画……26
1 事業計画……26
2 経営改善の取組状況……32
3 予定損益計算書……33
4 収支予算書……34
5 予定貸借対照表……35
6 予定収入明細書……36
7 予定支出明細書……37

Ⅶ 令和７年度主要事業計画・実績比較表……38

Ⅷ 主要事業の推移（令和５～７年度）……39

Ⅸ 財務状況……40

Ⅰ　協会設立の趣旨

当協会は、昭和38年７月１日に神戸市公園協会として発足し、昭和43年には財団法人として認可を受け、昭和57年には名称を財団法人 神戸市公園緑化協会と変更した。そして、緑化意識の啓発事業を積極的に推進し、本市と一体となって公園緑地事業の推進、公園の維持管理及び緑化意識の啓発等に取り組んできた。

一方、昭和31年に設立した神戸王子動物園協会は、動物園とともに市民にレクリエーションの場を提供し、また、社会教育活動を行うなど市民サービス向上も図ってきた。

両協会は、震災による本市の行財政改革の一環として、平成８年４月に統合し、組織機能の強化や事務の効率化を図った。

さらに、市民・事業者・行政をつなぐ役割を合わせもつことで、一層の市民サービスの向上を図っていくため、平成23年４月１日に、公益財団法人に移行している。

当協会は、公益事業の担い手として、都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的としている。

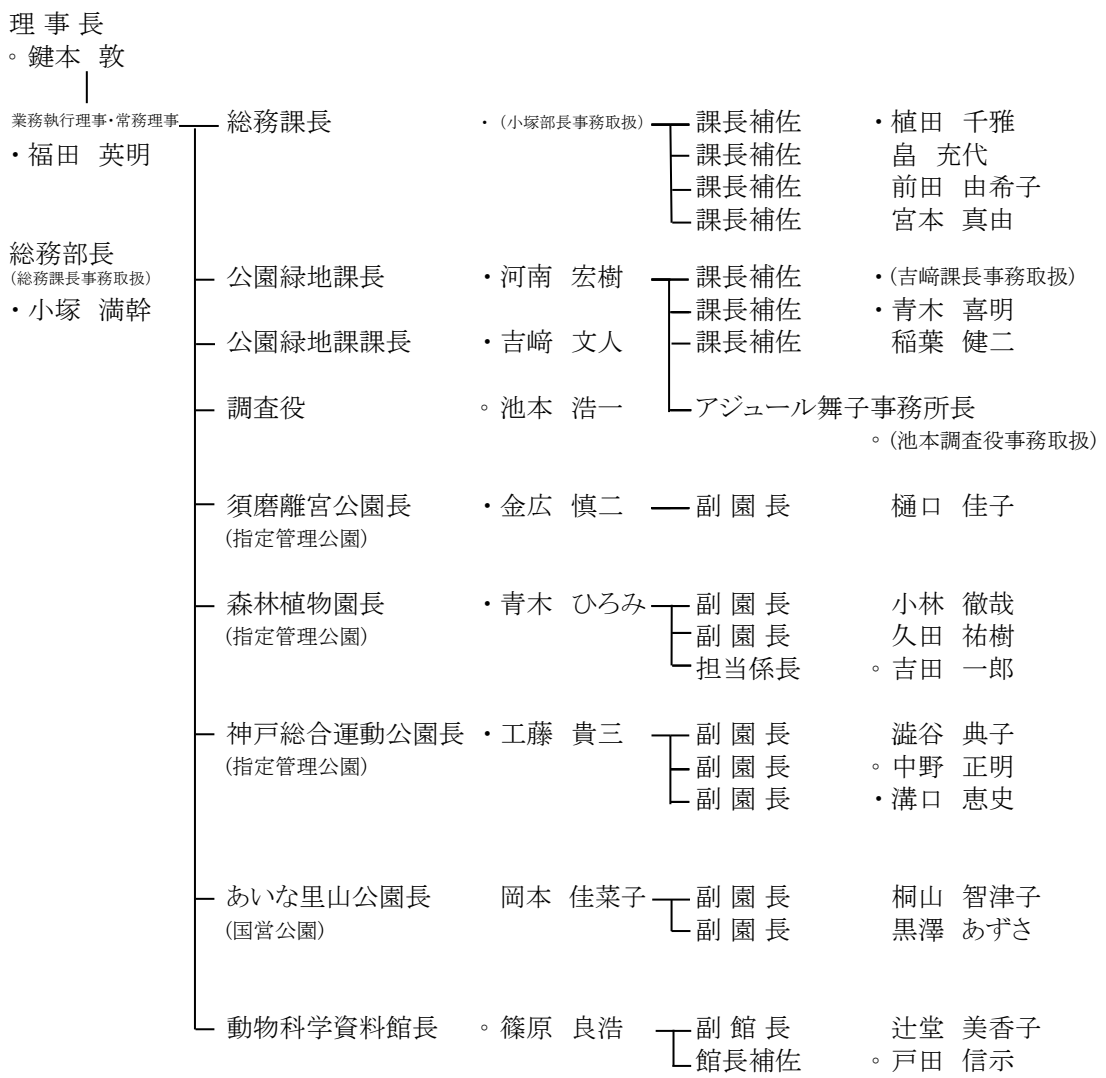
Ⅱ　協会の概要

１　名　　称	公益財団法人　神戸市公園緑化協会
２　所　在　地	神戸市須磨区緑台
３　設立年月日	昭和３８年７月　１日　任意団体として発足 昭和４３年４月２０日　財団法人認可 昭和５７年４月　１日　名称等一部変更 平成　８年４月　１日　(財)神戸王子動物園協会と統合 平成２３年４月　１日　公益財団法人移行
４　基本財産	２，４００万円（神戸市 50%出捐、自己資本 50%）

Ⅲ　協会の機構・職員数

1 機　構

令和8年7月1日現在



・建設局派遣職員(再任用除く)　　◦神戸市OB職員（再任用含む）

2 評議員、役員

令和8年7月1日現在

(1)評議員

役　職　名	氏　　名	備　　考
評　議　員	井　上　智津子	神戸市婦人団体協議会　理事
評　議　員	指　　昭　博	神戸市外国語大学　名誉教授
評　議　員	上甫木　昭春	大阪府立大学　名誉教授
評　議　員	鳥　居　　聡	雲井通5丁目再開発株式会社　代表取締役社長
評　議　員	大　塚　隆　生	神戸商工会議所　地域政策部長
評　議　員	中　村　留　美	神戸法律事務所　弁護士
評　議　員	箸　本　史　朗	株式会社神戸新聞社　メディアビジネス局長
評　議　員	原　　正太郎	神戸市建設局長

(2)理事、監事

役　職　名	氏　　名	備　　考
理　事　長	鍵　本　　敦	
業務執行理事・常務理事	福　田　英　明	神戸市建設局部長
理　　事	深　町　加津枝	京都大学大学院地球環境学堂　准教授
理　　事	梶　木　典　子	神戸女子大学家政学部　教授
理　　事	増　田　隆　治	山陽電気鉄道株式会社　鉄道事業本部長　取締役常務執行役員
理　　事	新　保　奈穂美	東京大学空間情報科学研究センター　准教授
理　　事	山　村　静　男	一般社団法人神戸市造園協力会　代表理事
理　　事	大　西　さゆり	一般社団法人日本旅行業協会関西事務局　事務局長
監　　事	飯　塚　敏　勝	鳩合同会計事務所　代表社員税理士
監　　事	米　田　耕　士	多聞法律事務所　弁護士

3 職 員 数

令和8年7月1日現在（単位：人）

区　　分	常勤役員	部長級	課長級 調査役 館所園長	係長級 副園長 副所長	事務職員 （係員）	技術職員 （係員）	嘱託 係員	業務職員 ・ 契約職員	計
総 務 課	2 (1)	1 (1)	― (―)	4 (1)	7 (―)	1 (―)	2	―	17 (3)
公園緑地課	― (―)	― (―)	3 (2)	2 (1)	4 (―)	4 (―)	4	27	44 (3)
須磨離宮公園	― (―)	― (―)	1 (1)	1 (―)	3 (―)	4 (―)	―	7	16 (1)
森林植物園	― (―)	― (―)	1 (1)	3 (―)	1 (―)	3 (―)	2	3	13 (1)
神戸総合運動公園	― (―)	― (―)	1 (1)	3 (1)	3 (―)	1 (―)	2	3	13 (2)
あいな里山公園	― (―)	― (―)	1 (―)	2 (―)	2 (―)	3 (―)	1	1	10 (―)
動物科学資料館	― (―)	― (―)	1 (―)	2 (―)	4 (―)	― (―)	1	3	11 (―)
合　　計	2 (1)	1 (1)	8 (5)	17 (3)	24 (―)	16 (―)	12	44	124 (10)

（ ）内は、市派遣職員で内数。再任用除く。嘱託係員には再任用含む。

Ⅳ　定款

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人神戸市公園緑化協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援

(2) 都市公園（動物園等の公園施設を含む）、自然公園、緑地等の保全と多様な利活用の促進

(3) 動物に関する知識の普及と理解の増進

(4) 前各号に関する附帯事業の経営

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　この法人の事業は神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第 21 条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員）

第１０条　この法人に評議員６名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によっ

て生計を維持しているもの

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　理事会又は評議員会は、評議員候補者を評議員会に推薦することができる。

４　評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員に説明しなければならない。

(1)　当該候補者の経歴

(2)　当該候補者を候補者とした理由

(3)　当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4)　当該候補者の兼職状況

５　評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

６　前項の場合には、評議員会は次の事項も併せて決定しなければならない。

(1)　当該候補者が補欠の評議員である旨

(2)　当該候補者を１名又は２名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3)　同一の評議員（２以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２以上の評議員）につき２名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

７　第５項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度

のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１３条　評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

２　評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１８条　評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（決議）

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事並びに評議員の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 194 条第１項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席評議員のうち、その会議において選出された２名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事６名以上１０名以内

(2) 監事３名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を副理事長とすることができる。

４　理事長及び副理事長以外の理事のうち、５名以内を業務執行理事とする。

５　業務執行理事のうち３名以内を常務理事とすることができる。

６　第２項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

執行し、副理事長は、理事長を補佐する。

３　業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員等の解任）

第２６条　理事又は監事並びに評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第２７条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第７章　理事会

（構成）

第２８条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第３０条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（議長）
第３１条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（決議）
第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３４条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第 11 条についても適用する。
（解散）
第３５条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第３６条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（残余財産の帰属）
第３７条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第３８条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　補則

（委任）

第３９条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安藤嘉茂
木村榮一
杉山力子
髙梨柳太郎
松浦　厚
安田義秀
吉田博宣
米田耕士

４　この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

松本　明
石神晋一
松岡達郎
新谷瑞穂
佐々木繁
石川　理
楠比呂志
東　　真
藤永大助
村山良雄

５　この法人の最初の理事長は松本　明、常務理事は石神晋一、業務執行理事は松岡達郎、新谷瑞穂とする。

６　この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

中嶋　徹
飯塚敏勝

別表　基本財産（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	国債又は地方債　24,000,000 円

附　則

この定款は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２３年５月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２８年６月３０日から施行する。

附　則

この定款は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和６年１月１日から施行する。

Ⅴ　令和７年度事業報告

（事業区分）

公益目的事業：学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業

収 益 事 業 等：公益目的事業以外の事業で、公園利用者等の利便に供するための事業等

１　事業の概要

（１）公益目的事業

①市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業

ア　花壇管理事業

（ア）花のプロムナード花壇（17か所）、ふれあい花壇（９か所）、スポンサー花壇（18か所）

イ　花の絵コンクール

（ア）応募総数：1,731点、入賞（神戸市長賞等）：95点

ウ　花と緑の緑花相談

（ア）相談件数：130件（１日平均約5.4件）

エ　花と緑の情報発信

（ア）花の情報（ホームページ）

（イ）Living Nature Kobeの情報発信（ホームページ、SNS）

オ　ボランティア人材育成事業

（ア）「ガーデナーステップアップ講座」　全６回　定員25人（延べ142人）参加

カ　神戸みどりの夢基金事業

（ア）神戸の緑に関する普及・啓発に寄与する調査・研究支援　10件

キ　六甲山もりづくり基金事業

（ア）ホームページの運営、六甲山地の植物ガイドブックの販売等広報業務

（イ）六甲山の紅葉谷においてブナを保全するための森林整備を実施

②利用者満足度を高める公園緑地のマネジメント事業

ア　一般公園等の多様な利活用の促進

（ア）一般公園の維持管理　10公園　385ha

a　大倉山公園、神戸青少年公園、ひよどりごえ森林公園、須磨浦公園、奥須磨公園、須磨寺公園、舞子東海浜緑地（アジュール舞子）、垂水健康公園、高塚公園、キーナの森

（イ）運動施設の維持管理

a　テニスコート５公園（16面）、野球場10公園（10面）、球技場３公園（３面）等の維持管理、利用調整、使用料の徴収

（ウ）公園の遊具等施設点検業務

a　対象公園数：1,701公園　点検回数：年４回実施

イ　有料公園等の多様な利活用の促進

（ア）須磨離宮公園

a　公園の管理運営 共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会、山陽電気鉄道株式会社

・入園者数246,392人　目標値268,000人（令和６年度225,750人）

b　主なイベント

・春のバラ鑑賞会（５月１日～６月８日）　63,101人

・離宮月見の宴（10月４日）　863人

・キッズダンスin離宮（10月11日）　2,069人

・Suma Rikyuルミエール（11月８日～12月７日、土日祝のみ）　3,501人（夜間入園者）

c　ビジネスパートナーとの連携

・RIKYU HONEYの販売

d　園地管理及び工事調整等

・子供の森改修工事（12月～３月）

・危険木伐採作業（１月～２月）

（イ）森林植物園

a　植物園の管理運営

・入園者数176,950人　目標値210,000人（令和６年度179,488人）

b　主なイベント・企画展

・植物園の新緑・つつじ・しゃくなげ散策（４月19日～５月25日）　16,515人

・植物園のあじさい散策（６月７日～７月13日）　35,945人

・植物園のもみじ散策（10月25日～12月７日）　74,050人

・企画展　野鳥展（４月19日～５月11日）、アジサイ標本展（５月24日～８月17日）、六甲山のキノコ展（９月７日～12月19日）、牧野富太郎にちなんだ植物たち展（１月10日～令和８年４月12日）

c　集客増につなげる取り組み

・夜間の紅葉を演出する「紅葉ライトアップ」（11月３日～12月７日の土日祝）

・夏休みこどもフェスタ（８月16日、17日）　1,443人

・コンサート、マルシェ等の実施　計９回

d　神戸登山プロジェクトとの連携

・「Mountain Bike Forest KOBE 学習の森トレイル」の運営
初級コース（５月31日）中級コース（３月９日）供用開始　利用実績1,397人

（ウ）神戸総合運動公園

a　運動競技施設等の管理運営

・ユニバー記念競技場、補助競技場、グリーンアリーナ神戸、球技場、テニスコート

b　その他公園施設の維持管理

・野外ステージ、水のくに、自然のくに、冒険のくに、コスモスの丘、展望広場、駐車場、その他園地及び花木の管理

c　主な大会・イベント

≪陸上競技≫

兵庫リレーカーニバル（４月19日、20日）　26,089人

≪ラグビー≫

ジャパンラグビーリーグワンコベルコ神戸スティーラーズ戦

vs東芝ブレイブルーパス東京（４月６日）　8,698人

vsリコーブラックラムズ東京（１月17日）　6,853人

vs静岡ブルーレヴズ（２月７日）　5,277人

vs埼玉パナソニックワイルドナイツ（２月21日）　10,102人

vs三菱重工相模原ダイナボアーズ（３月14日）　7,146人

vs横浜キヤノンイーグルス（３月20日）　11,416人

≪プロ野球≫

オリックス戦６試合（内、１試合雨天中止）　163,825人

d　ボランティア団体等との協働によるイベント等

・コスモスの丘ボランティアの活動　24回実施　延べ375人

・UNIVER祭（８月16日）　11,000人

・ユニバーで走り初め！2026　1,096人

（エ）あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）の運営管理

a　公園の運営管理　　共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会

・入園者数48,607人　目標値38,500人（令和６年度入園者数40,861人）

b　主なイベント（４大まつり：○）

・春のあいなっこまつり（５月３日～６日）　2,742人

・田植えまつり○（５月25日、31日、６月１日、７日、８日）　2,333人

・七夕まつり○（７月５日、６日）　813人

・あいな里山公園ですごす夏休み（７月19日～８月31日）　4,362人

・里山まつり○（10月４日、５日、11日～13日）　2,643人

・初まつり○（１月２日～12日）　2,199人

※うち１月12日「とんど焼き」　1,360人

c　市民参画団体及び近隣施設、大学等との連携

・神戸市内の小・中学校を中心に収穫や環境体験学習等の里山体験を提供

86校　5,601人　（令和６年度　83校　5,498人）

d　里山フレンズ（個人参加型ボランティア）の活動　70 人登録

e　集客増につなげる取り組み

・「BE KOBE ORGANIC DAY in あいな里山公園」（12 月７日）

・神鉄ハイキングの実施（９月 15 日）

・さとやま収穫祭（11 月９日）

・まきわり・やきいもとんじるやデイ（12 月 20 日）

（オ）民間事業者と共同で行なう指定管理事業

a　大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場（共同事業者：株式会社 ITC）

・テニススクールの開催等の施設の活性化策

・飾花等による連携による協働事業

b　相楽園（共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会）

・入園者数 114,231 人（令和６年度 103,978 人）

・集客策としてのイベント開催

・景観向上を目的とした錦鯉の放流、エサやり体験

・オリジナル法被を製作し、スタッフの着用とあわせて販売を開始

③　動物に関する知識の普及と理解の増進事業

・王子動物園入園者数700,377人　（令和６年度742,408人）

ア　動物科学資料館管理運営業務

（ア）主な展示

a　特別展「はく製たちがやってきた！」（７月19日～11月24日）

b　干支展「午」（12月20日～２月28日）

c　王子動物園開園75周年特別展（３月21日～）

d　常設はく製展（はく製展示室）

・「誰の骨かな？」（令和５年７月６日～12月14日）

・「似てる！似てない？」ひづめのある動物たち（12月20日～３月26日）

（イ）主なイベント

a　ワークショップ　全７回　延べ799人

b　開園75周年記念講演会「王子動物園とともに歩んだ日々」（３月21日）　160人

（ウ）教育普及事業

a　教育支援事業「動物教室」　306件　23,013人

b　夏休み自由研究相談（７月20日～８月５日）　34組

イ　動物園事業との連携

（ア）動物園に関する広報・広告

a　動物に関する刊行物「Habataki」の共同発行、新聞雑誌広告、動物の缶バッチ製作

b　企画展「ゴリラのいた丘」

④　公益共通事業

ア　有料公園等の利用者へのサービス向上と来園者数の増員

（ア）旅行会社等（阪急交通社、読売旅行社、神戸新聞社等）のツアー造成による集客5,671人（須磨離宮公園4,467人、森林植物園1,204人）

イ　協会関連各公園や緑花に関する情報の発信（ホームページ等の運営）

（ア）アクセス数　448,028件　協会トップページアクセス数　１日平均1,227件

（イ）テレビ、ラジオ、新聞、SNS等を利用した有料公園の広告や情報発信

ウ　公園利用者への安全・安心の確保

（ア）AED（自動体外式除細動器）の維持管理　27公園　36台

（２）　収益事業等

①　公園施設等附帯収益事業

ア　駐車場等の運営

（ア）一般公園等

a　一般公園駐車場（11公園）利用台数　401,553台（令和６年度　367,706台）

（イ）有料公園等

a　須磨離宮公園附帯駐車場利用台数　44,680台（令和６年度39,477台）

b　森林植物園附帯駐車場利用台数　50,858台（令和６年度51,327台）

c　神戸総合運動公園附帯駐車場利用台数　303,763台（令和６年度313,393台）

d　あいな里山公園附帯駐車場利用台数　14,493台（令和６年度11,863台）

イ　公園施設内の売店、レストラン、飲料水等自動販売機の運営

（ア）一般公園等

a　レストラン、売店

・レストラン　２店　諏訪山公園、東遊園地

・喫茶軽食　１店　須磨浦公園

・売店　１店　アジュール舞子（休止中）

・キッチンカー　２か所　アジュール舞子（海水浴期間のみ）須磨浦公園（春季のみ）

・コンビニエンスストア　１店　神戸総合運動公園

b　飲料水等自動販売機　37台　キャッシュレス対応型14台、災害対応機種７台

c　一般公園における自動販売機設置（社会実験）　12台

・災害対応機種２台、社会貢献機種１台

d　市民農園　３か所（246区画）　八幡南、名谷、高倉台

e　テニススクール　３か所　本多聞南公園、垂水健康公園、大和公園

f　観光用望遠鏡　２基　諏訪山公園ビーナステラス

（イ）有料公園等

a　須磨離宮公園

・レストラン、キッチンカー、飲料水等自動販売機の運営

・蜂蜜、ハンドクリーム等の販売

b　森林植物園

・森のカフェ、売店、飲料水等自動販売機、あじさいの苗の販売等

c　神戸総合運動公園

・体育館、テニスコートでのスクール（室内テニススクール、新体操等）

・トレーニングセンターの運営

・レストラン、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等

・アスリート応援パートナー事業

d　あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）

・飲料水等自動販売機、臨時売店、あいな売店

②動物園収益事業

ア　動物園内の遊戯施設、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等の設置

（ア）動物園内遊戯施設　18機種

（イ）売店　１店

（ウ）キッチンカー　３台

（エ）飲料水等自動販売機　32台

（オ）コインロッカー　52口

（カ）ベビーカー（貸出）　145台

イ　動物園ユーカリ栽培

（ア）ユーカリの栽培及び維持管理７地区（鹿児島県肝属郡肝付町、愛媛県宇和島市、愛媛県愛南町、岡山３地区（玉野市、瀬戸内市２地区)、神戸市）

（イ）ユーカリアロマスプレーの販売

（ウ）ユーカリ染めハンカチの製作

ウ　タンタンメモリアルブックの販売

２ 令和7年度 損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 事業費用	**1,958,439,834**	**Ⅰ 事業収入**	**1,967,334,196**
1 緑化啓発等事業費	48,156,204	1 緑化啓発等事業収入	2,785,653
2 公園施設等維持管理業務費	544,646,980	2 公園施設等維持管理業務収入	500,094,573
(1) 都市公園等維持管理業務費	439,163,360	(1) 都市公園等維持管理業務収入	420,361,661
一般公園維持管理業務費	232,745,414	一般公園維持管理業務収入	230,077,306
運動施設維持管理業務費	83,229,137	運動施設維持管理業務収入	84,717,910
緑花事業推進業務費	66,057,203	緑花事業推進業務収入	66,324,080
その他都市公園等維持管理業務費	57,131,606	その他都市公園等維持管理業務収入	39,242,365
(2) 公園施設等維持管理業務費	105,483,620	(2) 公園施設等維持管理業務収入	79,732,912
動物科学資料館管理運営等業務費	42,424,740	動物科学資料館管理運営等業務収入	17,197,819
動物園ユーカリ栽培業務費	55,480,102	動物園ユーカリ栽培業務収入	55,911,092
その他公園施設等維持管理業務費	7,578,778	その他公園施設等維持管理業務収入	6,624,001
3 指定管理者事業費	1,085,906,038	3 指定管理者事業収入	1,052,190,856
(1) 須磨離宮公園管理運営事業費	173,494,948	(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	152,382,652
(2) 森林植物園管理運営事業費	197,402,074	(2) 森林植物園管理運営事業収入	186,219,874
(3) 総合運動公園管理運営事業費	572,566,205	(3) 総合運動公園管理運営事業収入	570,665,431
(4) 大原山・掖谷公園ﾃﾆｽｺｰﾄ管理運営事業費	961,106	(4) 大原山・掖谷公園ﾃﾆｽｺｰﾄ管理運営事業収入	1,090,908
(5) 相楽園管理運営事業費	208,642	(5) 相楽園管理運営事業収入	350,000
(6) あいな里山公園管理運営事業費	141,273,063	(6) あいな里山公園管理運営事業収入	141,481,991
4 附帯事業費	277,583,180	4 附帯事業収入	411,122,596
(1) 公園等事業費	200,879,461	(1) 公園等事業収入	272,943,704
駐車場等事業費	140,129,993	駐車場等事業収入	172,329,288
レストラン等事業費	60,749,468	レストラン等事業収入	100,614,416
(2) 動物園事業費	76,703,719	(2) 動物園事業収入	138,178,892
5 一般管理費	2,147,432	5 一般管理費	1,140,518
Ⅱ 事業外費用	3,748,768	**Ⅱ 事業外収入**	3,028,681
合計	**1,962,188,602**	**合計**	**1,970,362,877**
		税引前当期利益	8,174,275
		法人税等充当額	1,940,700
		当期利益	6,233,575
		前期繰越一般正味財産	518,917,682
		当期一般正味財産期末残高	525,151,257

※ 神戸市からの収入
(1)補助金　　－千円
(2)受託料　1,191,649千円

３ 令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位:円）

科　　目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合　　計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	231,840	－	－	231,840
基本財産受取利息振替額	231,840	－	－	231,840
特定資産運用益	217,960	853,127	293,907	1,364,994
特定資産受取利息（一般）	－	853,127	151,907	1,005,034
特定資産受取利息振替額	217,960	－	142,000	359,960
事業収益	1,254,743,671	705,969,616	135,274	1,960,848,561
受託収益	1,247,468,956	79,723,413	－	1,327,192,369
販売収益	809,461	4,478,750	－	5,288,211
駐車場収益	－	315,676,521	－	315,676,521
使用料収益	1,649,956	45,410,153	135,274	47,195,383
広告収益	－	4,993,183	－	4,993,183
手数料収益	130,450	－	－	130,450
トレセン収益	－	25,454,544	－	25,454,544
遊戯施設収益	－	25,685,032	－	25,685,032
歩合収益	35,244	182,239,544	－	182,274,788
その他事業収益	4,649,604	22,308,476	－	26,958,080
受取補助金等	669,092	37,408	－	706,500
受取地方公共団体補助金	80,000	－	－	80,000
受取民間補助金	90,000	－	－	90,000
受取国庫助成金	499,092	37,408	－	536,500
受取寄付金	1,329,014	－	－	1,329,014
受取寄付金	282,611	－	－	282,611
受取寄付金振替額（六甲山）	1,046,403	－	－	1,046,403
雑収益	2,810,772	39,780	2,735	2,853,287
受取利息	－	－	2,548	2,548
雑収益	2,810,772	39,780	187	2,850,739
経常収益計	1,260,002,349	706,899,931	431,916	1,967,334,196
(2) 経常費用				
事業費	1,434,439,502	521,156,413	－	1,955,595,915
管理費	－	－	2,843,919	2,843,919
経常費用計	1,434,439,502	521,156,413	2,843,919	1,958,439,834
調整前当期経常増減額	△174,437,153	185,743,518	△2,412,003	8,894,362
特定資産評価損益等	－	－	－	－
評価損益等計	－	－	－	－
当期経常増減額	△174,437,153	185,743,518	△2,412,003	8,894,362
2．経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
雑収益	1,024,641	72,554	1,931,486	3,028,681
経常外収益計	1,024,641	72,554	1,931,486	3,028,681
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	564,525	257,819	－	822,344
雑損失	2,905,086	21,338	－	2,926,424
経常外費用計	3,469,611	279,157	－	3,748,768
当期経常外増減額	△2,444,970	△206,603	1,931,486	△720,087
他会計振替額	174,665,056	△175,145,573	480,517	－
法人税、住民税及び事業税	－	1,940,700	－	1,940,700
当期一般正味財産増減額	△2,217,067	8,450,642	－	6,233,575
一般正味財産期首残高	△21,933,546	375,778,912	165,072,316	518,917,682
一般正味財産期末残高	△24,150,613	384,229,554	165,072,316	525,151,257
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
受取寄付金	398,801	－	－	398,801
指定受取寄付金（夢基金）	39,000	－	－	39,000
指定受取寄付金（六甲山）	359,801	－	－	359,801
基本財産運用益（指）	231,840	－	－	231,840
基本財産受取利息（指）	231,840	－	－	231,840
特定資産運用益（指）	217,960	－	142,000	359,960
特定資産受取利息（指）	217,960	－	142,000	359,960
一般正味財産への振替額	△1,496,203	－	△142,000	△1,638,203
当期指定正味財産増減額	△647,602	－	－	△647,602
指定正味財産期首残高	87,401,109	－	65,812,753	153,213,862
指定正味財産期末残高	86,753,507	－	65,812,753	152,566,260
当期正味財産増減額	△2,864,669	8,450,642	－	5,585,973
正味財産期首残高	65,467,563	375,778,912	230,885,069	672,131,544
Ⅲ　正味財産期末残高	62,602,894	384,229,554	230,885,069	677,717,517

※ 神戸市からの収入
(1) 補助金・負担金・分担金　　－ 千円
(2) 受託料　　1,191,649 千円

４ 令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日現在

（単位:円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
Ⅰ 資 産 の 部		Ⅱ 負 債 の 部	
１．流 動 資 産		１．流 動 負 債	
現金預金	577,425,533	未払費用	393,676,895
未収入金	97,649,977	前受金	5,200,595
売掛金	39,469,726	預り金	67,768,897
前払金	11,000	賞与引当金	47,981,000
立替金	241,383	納税充当金	1,940,700
商品	1,216,462	未納消費税	5,651,579
前払費用	7,124,964	流動負債合計	522,219,666
未収消費税	174,779	２．固 定 負 債	
流動資産合計	723,313,824	退職給付引当金	56,836,236
２．固 定 資 産		預り保証金	32,850,000
(1) 基本財産		固定負債合計	89,686,236
投資有価証券	24,000,000	負債合計	611,905,902
基本財産合計	24,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	56,836,236		
経営安定準備資産	200,000,000		
神戸みどりの夢基金資産	113,801,590	Ⅲ 正 味 財 産 の 部	
六甲山もりづくり基金資産	62,394,193	１．指定正味財産	
特定資産合計	433,032,019	寄附金	152,566,260
(3) その他固定資産		指定正味財産合計	152,566,260
建物	21,362,315	（うち基本財産への充当額）	(24,000,000)
構築物	1,784,173	（うち特定資産への充当額）	(128,566,260)
什器備品	59,852,609	２．一般正味財産	525,151,257
設備造作	6,267,030	（うち特定資産への充当額）	(247,629,523)
商標権	21,230	正味財産合計	677,717,517
ソフトウェア	9,812,840		
電話加入権	173,234		
差入保証金	500		
投資有価証券	10,003,645		
その他固定資産合計	109,277,576		
固定資産合計	566,309,595		
資産合計	1,289,623,419	負債及び正味財産合計	1,289,623,419

５ 財産目録

令和８年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金預金	577,425,533	未払費用	393,676,895
現金手元有高	21,582,583	神戸市他に対する未払額他	393,676,895
普通預金三井住友銀行他	555,842,950	前受金	5,200,595
未収入金	97,649,977	市民農園使用料他	5,200,595
神戸市に対する未収額他	97,649,977	預り金	67,768,897
前払金	11,000	社会保険料他	67,768,897
翌事業年度事業に係る前払金	11,000	賞与引当金	47,981,000
売掛金	39,469,726	職員に対するもの	47,981,000
委託レストラン、自販機他	39,469,726	納税充当金	1,940,700
商品	1,216,462	国税庁に対する未払額他	1,940,700
絵葉書、小冊子他	1,216,462	未払消費税	5,651,579
立替金	241,383	流動負債合計	522,219,666
レストラン電気代、機械警備料他	241,383	固 定 負 債	
前払費用	7,124,964	退職給付引当金	56,836,236
翌事業年度事業に係る前払金	7,124,964	職員に対するもの	56,836,236
未収消費税	174,779	預り保証金	32,850,000
流動資産合計	723,313,824	委託事業者からの契約保証金	32,850,000
固 定 資 産		固定負債合計	89,686,236
基本財産			
投資有価証券	24,000,000		
基本財産合計	24,000,000		
特定資産			
退職給付引当資産	56,836,236		
普通預金三井住友銀行	56,836,236		
経営安定準備資産	200,000,000		
普通預金三井住友銀行	10,977,679		
定期預金三井住友銀行他	20,000,000		
有価証券福島県公債平成28年他	169,022,321		
神戸みどりの夢基金資産	113,801,590		
土地神戸市垂水区五色山	16,102,800		
普通預金三井住友銀行	57,698,790		
有価証券令和４年度こうべSDGs債他	40,000,000		
六甲山もりづくり基金資産	62,394,193		
普通預金三井住友銀行	6,394,193		
有価証券令和５年度兵庫県公募債他	56,000,000		
特定資産合計	433,032,019		
その他固定資産			
建物	21,362,315		
須磨浦駐車場他	21,362,315		
構築物	1,784,173		
森林植物園売店ウッドデッキ他	1,784,173		
器具備品	59,852,609		
駐車場精算機他	59,852,609		
電話加入権	173,234		
電話加入権（4本）	173,234		
差入保証金	500		
投資有価証券	10,003,645		
福島県公募公債平成28年度第1回	10,003,645		
設備造作	6,267,030		
こども汽車他	6,267,030		
商標権	21,230		
須磨離宮公園　「茜離宮」	21,230		
ソフトウェア	9,812,840		
電子決裁システムソフト資産他	9,812,840		
その他固定資産合計	109,277,576		
固定資産合計	566,309,595	負　債　合　計	611,905,902
資　産　合　計	1,289,623,419	正　味　財　産	677,717,517

６ 令和7年度決算 収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（単位：千円）

科　　目	収　入	内訳			
		受託収入	補助金収入	事業収入	その他収入
Ⅰ 事業収入	1,967,334	1,327,192	1,936	638,206	－
1 緑化啓発等事業収入	2,786	－	1,229	1,557	－
2 公園施設等維持管理業務収入	500,095	498,253	387	1,455	－
(1) 都市公園等維持管理業務収入	420,362	418,559	387	1,416	－
一般公園維持管理業務収入	230,077	229,264	261	552	－
運動施設維持管理業務収入	84,718	84,049	126	543	－
緑花事業推進業務収入	66,324	66,300	－	24	－
その他都市公園等維持管理業務収入	39,242	38,945	－	297	－
(2) 公園施設等維持管理業務収入	79,733	79,694	－	39	－
動物科学資料館管理運営業務収入	17,198	17,159	－	39	－
動物園ユーカリ栽培業務収入	55,911	55,911	－	－	－
その他公園施設等維持管理業務収入	6,624	6,624	－	－	－
3 指定管理者等事業収入	1,052,191	820,554	288	231,348	－
(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	152,383	114,799	118	37,465	－
(2) 森林植物園管理運営事業収入	186,220	155,640	170	30,410	－
(3) 総合運動公園管理運営事業収入	570,665	413,131	－	157,534	－
(4) 大原山・掖谷公園ﾃﾆｽｺｰﾄ管理運営事業収入	1,091	1,091	－	－	－
(5) 相楽園管理運営事業収入	350	350	－	－	－
(6) あいな里山公園管理運営収入	141,482	135,543	－	5,939	－
4 附帯事業収入	411,123	8,385	32	402,706	－
(1) 公園等事業収入	272,944	8,385	32	264,527	－
駐車場等事業収入	172,329	－	32	172,298	－
レストラン等事業収入	100,614	8,385	－	92,229	－
(2) 動物園事業収入	138,179	－	－	138,179	－
5 一般管理費	1,141	－	－	1,141	－
Ⅱ 事業外収入	3,029	－	－	－	3,029
合　　計	1,970,363	1,327,192	1,936	638,206	3,029

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

7 令和7年度 支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:千円)

性質別 / 事業別	合　計	内　訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	一般管理費
公園施設等管理運営事業費等	1,678,708	584,347	951,446	4,042	138,874
附帯事業費	277,584	73,816	171,369	7,195	25,204
一般管理費	2,147	－	－	－	2,147
事業外費用	3,749	－	3,749	－	－
合計	1,962,189	658,163	1,126,564	11,237	166,225

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

Ⅵ　令和８年度事業計画

１　事業計画

（１）公益目的事業

①市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業

ア　花壇管理事業

（ア）フラワーロードをはじめとする市街地の花壇管理

イ　緑花啓発に関する事業

（ア）日本郵政株式会社、JA兵庫六甲の協賛を受けた花の絵コンクールの実施

（イ）花と緑の緑花相談

ウ　花と緑の情報発信

（ア）市民モニター

（イ）ホームページや各種広報媒体の活用によるきめ細かい情報発信

エ　ボランティア人材育成事業

（ア）市民ボランティア活動に対する支援

（イ）緑花リーダー育成講習会の実施

オ　Living Nature Kobeの実践

（ア）管理花壇への宿根草の継続導入、アニバーサリー飾花によるフラワーインスタレーションの実践

（イ）SNSによる情報発信、講習会の開催

カ　能登半島地震被災地（珠洲市）支援

（ア）緑花ボランティアや関係団体等との協力による花苗の配布等の実施

キ　神戸みどりの夢基金事業の実施

（ア）神戸のまちづくりに活用できるような緑に関する普及啓発に寄与する調査研究に対しての支援

ク　六甲山もりづくり基金事業の実施

（ア）寄附金募集および六甲山の森づくりの広報PR活動

（イ）六甲山上地域を対象とした明るい森づくり

（ウ）「kobeもりの木プロジェクト」による発生材等、森の恵みの活用の検討

②利用者満足度を高める公園緑地のマネジメント事業

ア　一般公園等の多様な利活用の促進

（ア）一般公園の維持管理　10公園

a　大倉山公園、神戸青少年公園、ひよどりごえ森林公園、須磨浦公園、奥須磨公園、須磨寺公園、舞子東海浜緑地（アジュール舞子）、垂水健康公園、高塚公園、キーナの森

（イ）運動施設の維持管理

a　テニスコート５公園、野球場10公園、球技場３公園等の維持管理、利用受付、使用料徴収

（ウ）公園の施設点検　1,691公園点検：年４回実施

イ　有料公園等の多様な利活用の促進

（ア）須磨離宮公園

a　指定管理者事業計画の着実な実行

・年間入園者数目標　26.8万人

・一般社団法人神戸市造園協力会及び山陽電気鉄道株式会社との共同事業体で管理運営

b　豊富な公園資源の充実、活用による魅力の発信

・王侯貴族のバラ園、バラの歴史と文化園、世界殿堂入りバラ園の花のリレーを意識した開花調整と今後を見据えた維持管理、オリジナルローズ「茜離宮」の活用によるバラのアピール力強化

・梅園、花しょうぶ園、ぼたん園、あじさい園等の充実と、花のリレーとしての年間を通じた魅力の発信

c　四季折々に潤いと憩いを提供するイベントの実施

・月見の宴、キッズダンスin離宮、Rikyuライヴ等、多彩なイベントの開催

・地域等との協働による須磨離宮公園60周年（令和９年５月）に向けた魅力向上の検討

d　民間事業者との連携

・養蜂事業者との連携による園内産ハチミツ（RIKYU HONEY）の生産、販売

・周辺観光施設との連携促進による西須磨エリアの活性化

e　集客増につなげる効果的なマーケティング施策

・季節（春バラ、夏休み、紅葉）やイベント（夕涼み、キャンドルナイト、Suma Rikyu ルミエール）に合わせた開園時間延長による来園者誘致

・ちゃぷちゃぷプール等の子ども、ファミリー向けイベントの充実とPRの強化

・旅行会社との提携による団体利用者の誘致促進

・繁忙期の渋滞解消につながる駐車場料金徴収の機械化等、駐車場改良に向けた検討

（イ）森林植物園

a　指定管理者事業計画の着実な実行

・年間入園者数目標　21万人

・展示樹林エリアごとの将来の目標像「コンセプトデザイン」に基づく管理運営

b　公園資源の充実、活用による魅力発信と環境学習の場の提供

・アジサイ、紅葉、サクラ等の計画的な更新、維持管理

・見頃の植物や開花状況等のきめ細やかな情報発信

・学校等の校外学習の場、植物・生物等自然観察会による環境学習の場の提供

c　森林植物園三大イベント等の実施

・植物園の新緑・つつじ・しゃくなげ散策、植物園のあじさい散策、植物園のもみじ散策の開催

・真野響子名誉園長が参加する「七夕のつどい」「名誉園長とペンキ塗り」等の実施

・その他、マルシェ、コンサート、ライトアップ、企画展、動植物の観察会等、植物園の魅力を活かしたイベントの実施

d　教育機関、民間事業者等との協働による園活性化事業

・神戸親和大学、神戸弘陵学園高校、御影高校等との連携

・弓削牧場、フェリシモ、好日山荘、スバル近畿株式会社等とのイベント商品開発

販売等での連携

・「Mountain Bike Forest KOBE学習の森トレイル」の管理運営におけるNPO法人神戸エリアマウンテンバイク協会との連携

e　集客増につなげる効果的なマーケティング施策

・ホームページやSNS、各種広報媒体を活用したきめ細やかでリアルタイムの情報発信

・旅行会社との提携による団体利用者の誘致促進

・健康ウォーキング、ハイキング、トレイルランニング等ロケーションを活かしたイベントの誘致

・六甲・摩耶山上各施設との連携による相互利用や回遊性促進のためのマップ作成や広報

（ウ）神戸総合運動公園

a　指定管理者事業計画の着実な実行

・年間使用料収入目標　122百万円

・ミズノスポーツサービス株式会社、特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ、アシックススポーツファシリティーズ株式会社、株式会社ダンロップスポーツマーケティング、一般社団法人神戸住環境整備公社との共同事業体を結成。引き続きパートナー企業としてグリーンシステム株式会社の協力を得た充実した運営体制で管理運営

b　公園を拠点とした市民スポーツ振興と健康増進

・各種教室、講習会、大会の開催とスポーツ大会の誘致

・ユニバースポーツクラブへの支援

c　スポーツ施設や園地を活用したスポーツイベントプログラムの提供

・プロスポーツクリニックの実施

d　主催・共催イベントの開催

・公園マルシェ、コスモスまつり、菜の花まつり、魅力あっぷセミナー、UNIVER祭、神戸スポーツパークフェスタ等の開催

・共同事業体構成企業と連携したイベント開催（ベビーマッサージ、親子体操教室、ウォーキングイベント、走り初め）

・民間キッチンカー運営事業者との連携による駅前広場等の活性化

e　様々なコミュニケーションツールを活用した広報・PRの実施

f　市民、ボランティア団体、企業、学校等との協働事業

・コスモスの丘市民ボランティア、里山倶楽部緑台、ガーデニング倶楽部への支援

・ホームページバナーや園内マップへの広告掲載等企業協賛

・神戸市外国語大学、神戸市看護大学、兵庫県立大学等の当園主催イベントへの出展

g　運動施設及びその他公園施設の管理運営

h　コスモス、菜の花及び花壇の充実と自然林の保全

i　ユニバーサル社会実現に向けての施策

・やさしい日本語での案内や多言語標記、ピクトグラムの活用

（エ）あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）の運営管理

a　業務計画の着実な実行

・年間入園者数目標　38,500人以上

・一般社団法人神戸市造園協力会との共同事業体で管理運営

b　主要イベント（４大まつり）の実施

c　小中学校を中心とした環境体験学習の場としてのプログラムの実施

d　集客増につながる効果的なマーケティング施策

・国営公園として広域圏やインバウンド向け広報を実施し、訪日外国人観光客向けの貸出・体験を実施

・利用者サービスの充実を目指した物販等の拡大

（オ）その他指定管理事業

a　民間事業者との共同による指定管理事業の着実な実行

・相楽園　　共同事業者：一般社団法人神戸市造園協力会

・大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場　　共同事業者：株式会社ITC

b　相楽園における利用活性化

③動物に関する知識の普及と理解の増進事業

ア　動物に関する知識の普及と理解の増進事業

（ア）特別展の開催

a　動物の話題や環境学習をテーマに企画、開催

（イ）教育普及事業

a　イベントの開催

・動物ミニ教室、夏休み自由研究相談、夏休み動物足型教室、講演会等

b　教育支援事業

・小学校や児童館、幼稚園等の団体向けの動物教室を実施

・病気や障害により学校園への通学が困難な子どもたちを対象に、病院や支援学校と連携した院内学級向け動物教室を実施

（ウ）動物資料の収集、整理、保管

イ　その他

（ア）動物科学資料館及び動物園ホールの運営管理

（イ）動物に関する刊行物「Habataki」の共同発行等の広報

④公益共通事業

ア　有料公園等の利用者へのサービス向上と来園者数の増員策

（ア）旅行会社への各園の魅力PRによる旅行商品化の促進

（イ）企業・会員組織及び福利厚生代行企業を通じた公園の魅力発信及び施設利用促進

（ウ）地域及び民間企業との連携によるイベント企画

（エ）神戸観光局や神戸観光Maas協議会との連携によるインバウンド対策の取り組み

（オ）神戸総合運動公園チャージスポット等のデジタルサイネージの活用

イ　協会関連各公園や緑花に関する情報の発信

（ア）ホームページ充実による広報の強化及び集客の促進

（イ）神戸市の子育てサイト「こどもっとKOBE」等の子どもとお出かけ情報サイトや神戸公式観光サイト「Feel KOBE」等Web広報の積極的な活用による情報発信

（ウ）各所属の広報担当者で構成する広報ワーキングの実施

（エ）国際イベント開催等に伴うイベント集客に向けた広報の展開

（オ）ドローンの活用等による魅力ある広報コンテンツの作成

ウ　公園利用者への安全・安心の確保

（ア）AED（自動体外式除細動器）の管理　既設27公園　36台

エ　持続可能な公園の管理運営に関する企画検討

オ　神戸市との共同による「KOBE備長炭実証事業」の実施

（ア）施設整備（炭窯２基、基盤及び建屋の整備）

（イ）伐木および製炭にかかる重機・備品等の購入

（ウ）人材育成

（エ）製炭・販売業務

（２）収益事業等

①公園施設等附帯収益事業

ア　駐車場等の運営

（ア）一般公園等

a　常設駐車場（11 公園、708 台）、臨時駐車場（垂水健康公園：48 台）

（イ）有料公園等

a　須磨離宮公園附帯駐車場（常設 294 台）

b　森林植物園附帯駐車場（常設 700 台、臨時 500 台）

c　神戸総合運動公園附帯駐車場（常設1,646台、臨時2,160台、バス駐車場18台）

d　あいな里山公園附帯駐車場（常設 110 台、臨時 459 台）

イ　公園施設内の売店、レストラン、飲料水等自動販売機の運営

（ア）一般公園等

a　レストラン（諏訪山公園、東遊園地）　２店

b　軽食喫茶（須磨浦公園）　１店

c　キッチンカー（海水浴期間のみ）　３台

d　飲料水等自動販売機　37 台（キャッシュレス対応型 14 台、災害対応機種７台）

e　都市公園における自動販売機設置の社会実験　12 台

・災害対応機種２台、社会貢献機種１台、神戸登山プロジェクトチャリティ機種１台

f　コンビニエンスストア（神戸総合運動公園）　１店

（イ）有料公園等

a　須磨離宮公園

・レストラン、飲料水等自動販売機（８台）の運営

・バラの苗等花の売店（イベント時）の運営

・オリジナル商品（蜂蜜、ハンドクリーム・ほしようかん等）の販売

b　森林植物園

・軽食喫茶での地産地消メニューの提供、売店、臨時売店、飲料水等自動販売機（６台）

c　神戸総合運動公園

・体育館、補助競技場、テニスコートでのスクール

・トレーニングセンターの運営

・レストラン、売店、飲料水等自動販売機（41 台）等

d　あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）

・飲料水等自動販売機（２台）、臨時売店、あいな売店

（ウ）市民農園（八幡南、名谷、高倉台）　３箇所（246 区画）

（エ）テニススクール（本多聞南公園、垂水健康公園、大和公園）

ウ　その他

（ア）総合運動公園の施設等の更なる充実を図るため、「神戸総合運動公園ユニバー記念競技場アスリート応援パートナー事業」として、ユニバー記念競技場への広告協賛企業の継続及び獲得

②動物園収益事業

ア　動物園内の遊戯施設、売店、キッチンカー、飲料水等自動販売機等の設置

（ア）動物園内遊戯施設　18 機種

（イ）売店　１店

（ウ）キッチンカー　３台

（エ）飲料水等自動販売機　32 台

（オ）コインロッカー　52 口

（カ）ベビーカー（貸出）　145 台

イ　ユーカリ栽培業務

（ア）動物園のコアラ飼育のためのユーカリ栽培及び維持管理　７地区（鹿児島県肝属郡肝付町、愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町、岡山県３地区（瀬戸内市２地区、玉野市）、神戸市）

（イ）新たな栽培先の検討（沖縄県（名護市）、神戸市西区押部谷町での試験栽培の実施）

（ウ）ユーカリ栽培及び維持管理で発生する規格外のユーカリの葉を活用したアロマスプレーの販売

ウ　タンタンメモリアルブックの販売

２　経営改善の取組状況

当協会は「公益の担い手」として、本市と連携しながら公園緑地事業の推進及び公園の維持管理を通じ、心身共に健康で豊かな暮らしを支え、魅力あふれるまちづくり、教育の向上に努めてきた。また、指定管理者制度への移行をはじめとする本市の行政方針の見直しに伴い、組織、人員の見直しや業務の改善などによる管理運営の効率化を図ってきた。

引き続き、潤いと彩りあふれる市民生活の実現のため、本市からのミッション及び社会情勢の変化に合わせて、経費節減や組織職員体制の効率化、事務事業の抜本的見直しなど前例にとらわれない取組を行う。

［これまでに行ってきた主な経営改善策］

（１）第７次中期経営計画の実施（令和６年度から８年度まで）

同計画の魅力と信頼の向上をめざす「４つの基本方針」に基づき、花木類の充実による公園の魅力の創出や緑化啓発への貢献に取り組むとともに、より一層の経費節減、組織職員体制の効率化や人材育成等により持続可能な財政基盤の確立に努めた。

（２）ブランディングの推進

本市とも連携を図りながら費用の抑制に努めるだけでなく、ブランディングを通じて協会の新たな魅力を創出することを目的として、本市の進めるLiving Nature Kobeを基本骨子とした「ブランディング戦略基本方針」に基づくブランディングを推進した。

（３）組織、人員の見直し

本市派遣職員の削減を進めるとともに、事業量に応じた職員数の適正化に努めた。

（職員数は各年７月１日現在。再任用を含む）

	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度予算
事業費（百万円）	2,152	2,113	2,068	1,964	1,962	2,068
職員数（人）	128	125	122	118	119	124
うち本市派遣（人）	18	14	13	11	10	10

※「本市派遣」は、市派遣職員数で、再任用を除く

※「事業費」は、法人税等を含まない

［令和８年度における経営改善策］

（１）本市から提示されたミッション及び第７次中期経営計画の取組

本市から提示されたミッションを踏まえて策定した経営改革プラン及び第７次中期経営計画を着実に進めるために、本市派遣職員の削減など組織のスリム化を図るとともに、収入増対策にも努め、経営理念の実現のために協会の自立的な運営を目指す。

（２）公益財団法人としての取組

①公益増進の重要な担い手として、公益事業の重点を絞り込む。

②公益事業を実施する財源の安定確保のため、民間事業者との連携など収益事業の拡充に努める。

③ブランディング戦略基本方針の実施２年度として、協会内での更なる理解浸透を図るとともに、プログラムや公園環境の整備に取り組む。

3 令和8年度 予定損益計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位:円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 事業費用	**2,067,521,000**	**Ⅰ 事業収入**	**2,065,201,000**
1 緑化啓発等事業費	**44,916,000**	1 緑化啓発等事業収入	**2,931,000**
2 公園施設等維持管理業務費	**683,804,000**	2 公園施設等維持管理業務収入	**646,017,000**
(1) 都市公園等維持管理業務費	**458,204,000**	(1) 都市公園等維持管理業務収入	**452,739,000**
一般公園維持管理業務費	245,694,000	一般公園維持管理業務収入	242,503,000
運動施設維持管理業務費	87,799,000	運動施設維持管理業務収入	81,277,000
花と緑のまち推進業務費	66,751,000	花と緑のまち推進業務収入	67,886,000
その他都市公園等維持管理業務費	57,960,000	その他都市公園等維持管理業務収入	61,073,000
(2) その他公園施設等維持管理業務費	**225,600,000**	(2) その他公園施設等維持管理業務収入	**193,278,000**
動物科学資料館管理運営業務費	47,600,000	動物科学資料館管理運営業務収入	17,159,000
動物園ユーカリ栽培業務費	56,333,000	動物園ユーカリ栽培業務収入	55,911,000
その他公園施設等維持管理業務費	121,667,000	その他公園施設等維持管理業務収入	120,208,000
3 指定管理者等事業費	**1,025,566,000**	3 指定管理者等事業収入	**989,109,000**
(1) 須磨離宮公園管理運営事業費	180,372,000	(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	159,670,000
(2) 森林植物園管理運営事業費	210,460,000	(2) 森林植物園管理運営事業収入	189,272,000
(3) 総合運動公園管理運営事業費	491,296,000	(3) 総合運動公園管理運営事業収入	495,584,000
(4) 大原山・掖谷公園ﾃﾆｽｺｰﾄ管理運営事業費	976,000	(4) 大原山・掖谷公園ﾃﾆｽｺｰﾄ管理運営事業収入	1,091,000
(5) 相楽園管理運営事業費	225,000	(5) 相楽園管理運営事業収入	350,000
(6) あいな里山公園管理運営事業費	142,237,000	(6) あいな里山公園管理運営収入	143,142,000
4 附帯事業費	**310,648,000**	4 附帯事業収入	**422,326,000**
(1) 公園等事業費	236,411,000	(1) 公園等事業収入	289,364,000
駐車場等事業費	156,660,000	駐車場等事業収入	194,043,000
レストラン等事業費	79,751,000	レストラン等事業収入	95,321,000
(2) 動物園事業費	74,237,000	(2) 動物園事業収入	132,962,000
5 一般管理費	**2,587,000**	5 一般管理費	**4,818,000**
Ⅱ 事業外費用	**－**	**Ⅱ 事業外収入**	**－**
合計	**2,067,521,000**	**合計**	**2,065,201,000**
		税引前当期利益	△ 2,320,000
		法人税等充当額	222,000
		当期利益	△ 2,542,000

※ 神戸市からの収入

(1)補助金 －千円

(2)受託料 1,198,840千円

４ 令和8年度 収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位:千円）

科　　目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合　　計
Ⅰ　一般正味財産の部					
1　経常増減の部					
（1）経常収益					
①基本財産運用収益	232	－	－	－	232
②特定資産運用収益	218	835	290	－	1,343
③事業収益	1,287,530	768,699	124	－	2,056,353
④受取補助金等	3,166	540	1	－	3,707
⑤受取負担金	－	－	－	－	－
⑥受取寄附金	3,559	－	－	－	3,559
⑦雑収益	－	－	7	－	7
経常収益計	1,294,705	770,074	422	－	2,065,201
（2）経常費用					
①事業費	1,507,644	557,290	－	－	2,064,934
②管理費	－	－	2,587	－	2,587
経常費用計	1,507,644	557,290	2,587	－	2,067,521
当期経常増減額	△212,939	212,784	△2,165	－	△2,320
2　経常外増減の部					
（1）経常外収益	－	－	－	－	－
（2）経常外費用	－	－	－	－	－
当期経常外増減額	－	－	－	－	－
他会計振替	212,784	△212,784	－	－	－
税引前当期一般正味財産増減額	△155	－	△2,165	－	△2,320
法人税、住民税及び事業税	－	222	－	－	222
当期一般正味財産増減額	△155	△222	△2,165	－	△2,542

５ 令和8年度 予定貸借対照表

令和9年3月31日現在

（単位:千円）

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**1,130,235**	**（負債の部）**	**492,867**
流動資産	**523,116**	**流動負債**	**390,529**
現金・預金	422,338	未払費用	262,641
売掛金	30,599	未納消費税	9,559
未収入金	63,948	預り金	62,254
立替金	53	前受金	7,872
前払金	11	納税充当金	222
前払費用	5,418	賞与引当金	47,981
商品	749		
固定資産	**607,119**	**固定負債**	**102,338**
基本財産	24,000	預り保証金	32,850
投資有価証券	24,000	退職給付引当金	69,488
特定資産	443,722		
退職給付積立金	69,488		
現金・預金	69,488		
経営安定積立金	200,000		
現金・預金	109,993		
定期預金	20,000		
投資有価証券	70,007	**（正味財産の部）**	**637,368**
神戸みどりの夢基金	113,814	**指定正味財産**	**150,563**
現金・預金	57,711	（内 基本財産への充当額）	24,000
投資有価証券	40,000	（内 特定資産への充当額）	126,563
土地	16,103		
六甲山もりづくり基金	60,420	**一般正味財産**	**486,805**
現金・預金	4,420	（内 特定資産への充当額）	247,671
投資有価証券	56,000		
その他固定資産	139,397		
建物	20,005		
構築物	1,514		
什器備品	95,549		
電話加入権	173		
投資有価証券	10,004		
設備造作	4,876		
商標権	11		
ソフトウェア	7,265		
合計	**1,130,235**	**合計**	**1,130,235**

6 令和8年度 予定収入明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：千円）

科　　目	収　入	内　訳			
		受託収入	補助金収入	事業収入	その他収入
Ⅰ 事業収入	2,065,201	1,334,394	3,707	721,959	5,141
1 緑化啓発等事業収入	2,931	－	－	827	2,104
2 公園施設等維持管理業務収入	646,017	644,934	－	1,083	－
(1) 都市公園等維持管理業務収入	452,739	451,656	－	1,083	－
一般公園維持管理業務収入	242,503	242,102	－	401	－
運動施設維持管理業務収入	81,277	80,786	－	491	－
花と緑のまち推進業務収入	67,886	67,859	－	27	－
その他都市公園等維持管理業務収入	61,073	60,909	－	164	－
(2) 公園施設等維持管理業務収入	193,278	193,278	－	－	－
動物科学資料館管理運営業務収入	17,159	17,159	－	－	－
動物園ユーカリ栽培業務収入	55,911	55,911	－	－	－
その他公園施設等維持管理業務収入	120,208	120,208	－	－	－
				－	－
3 指定管理者事業収入	989,109	684,460	－	302,599	2,050
(1) 須磨離宮公園管理運営事業収入	159,670	115,481	－	44,189	－
(2) 森林植物園管理運営事業収入	189,272	147,715	－	41,307	250
(3) 総合運動公園管理運営事業収入	495,584	284,279	－	211,305	－
(4) 大原山・掖谷公園ﾃﾆｽｺｰﾄ管理運営事業収入	1,091	1,091	－	－	－
(5) 相楽園管理運営事業収入	350	350	－	－	－
(6) あいな里山公園管理運営収入	143,142	135,544	－	5,798	1,800
4 附帯事業収入	422,326	5,000	－	417,326	－
(1) 公園等事業収入	289,364	5,000	－	284,364	－
駐車場等事業収入	194,043	－	－	194,043	－
レストラン等事業収入	95,321	5,000	－	90,321	－
(2) 動物園事業収入	132,962	－	－	132,962	－
		－	－	－	－
5 一般管理費	4,818	－	3,707	124	987
Ⅱ 事業外収入	－	－	－	－	－
合　　計	2,065,201	1,334,394	3,707	721,959	5,141

7 令和8年度 予定支出明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位:千円）

性質別 / 事業別	合　計	内　訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	一般管理費
公園施設等管理運営事業費等	1,754,286	632,701	983,938	10,595	127,052
附帯事業費	310,648	79,287	189,072	12,526	29,763
一般管理費	2,587	－	－	－	2,587
事業外費用	－	－	－	－	－
合計	2,067,521	711,988	1,173,010	23,121	159,402

Ⅶ 令和7年度主要事業計画・実績比較表

事　業　名	区　分	事業計画	実　　績	増 △ 減	備　　考
緑化啓発等事業					
緑花リーダー養成講座	開催回数	6回	6回	－	
公園施設等維持管理業務					
一般公園の維持管理	公 園 数	10公園	10公園	－	
運動施設の維持管理					
テニスコート	施 設 数	16面	16面	－	
野球場	施 設 数	10面	10面	－	
球技場	施 設 数	3面	3面	－	
花壇管理					
花のプロムナード花壇	箇 所 数	17箇所	17箇所	－	
ふれあい花壇	箇 所 数	9箇所	9箇所	－	
都市公園の施設点検	公 園 数 × 回 数	1,701公園 ×4回	1,701公園 ×4回	－ －	
指定管理者等事業					
須磨離宮公園	入 園 者 数	268,000人	246,392人	△ 21,608人	休園期間:1月15日～1月23日(9日間)
森林植物園	入 園 者 数	210,000人	176,950人	△ 33,050人	休園期間:3月23日～3月31日(9日間)
総合運動公園(施設全体)	使用料収入	122,000千円	139,697千円	17,697千円	
ユニバー記念競技場	使用料収入	30,800千円	41,658千円	10,858千円	
グリーンアリーナ神戸	使用料収入	59,000千円	65,922千円	6,922千円	
テニスコート	使用料収入	29,500千円	28,712千円	△ 788千円	
国営明石海峡公園 神戸地区(あいな里山公園)	入 園 者 数	38,500人	48,607人	10,107人	※令和6年2月より水曜が休園日に変更
附帯事業					
駐車場の経営					
須磨浦公園	料 金 収 入	34,542千円	55,369千円	20,827千円	※令和6年11月1日　須磨海づり公園オープン

Ⅷ 主要事業の推移(令和5年度～令和7年度)

事　業　名	区　分	令和5年度	令和6年度		令和7年度		備　　考
				前年度比		前年度比	
緑化啓発等事業							
緑花リーダー養成講座	開催回数	5回(単発)	5回(連続)	100.0%	6回(連続)	120.0%	令和4年度より自主事業
公園施設等維持管理業務							
一般公園の維持管理	公 園 数	10公園	10公園	100.0%	10公園	100.0%	
運動施設の維持管理							
テニスコート	施 設 数	16面	16面	100.0%	16面	100.0%	指定管理公園を除く
野球場	施 設 数	10面	10面	100.0%	10面	100.0%	
球技場	施 設 数	4面	4面	100.0%	3面	75.0%	
花壇管理							
花のプロムナード花壇	箇 所 数	17箇所	17箇所	100.0%	17箇所	100.0%	
ふれあい花壇	箇 所 数	9箇所	8箇所	88.9%	9箇所	112.5%	
フラワーほっと花壇	箇 所 数	0箇所	0箇所	－	0箇所	－	
都市公園の施設点検	公 園 数 × 回 数	1,635公園 ×4回	1,649公園 ×4回	100.9%	1,701公園 ×4回	103.2%	
指定管理者等事業							
須磨離宮公園	入 園 者 数	234,359人	225,750人	96.3%	246,392人	109.1%	
森林植物園	入 園 者 数	185,451人	179,488人	96.8%	176,950人	98.6%	
総合運動公園							
ユニバー記念競技場	利 用 率	37.0%	35.1%	△ 1.9P	37.9%	2.8P	利用日数／供用日数
グリーンアリーナ神戸	利 用 率	77.9%	82.4%	4.5P	78.8%	△ 3.6P	利用単位／供用単位数
テニスコート	利 用 率	37.1%	39.2%	2.1P	35.9%	△ 3.3P	利用日数／供用日数
国営明石海峡公園 神戸地区(あいな里山公園)	入 園 者 数	42,546人	40,861人	96.0%	48,607人	119.0%	令和6年2月より水曜が休園日に変更
附帯事業							
駐車場の経営							
須磨浦公園	料 金 収 入	23,195千円	34,542千円	148.9%	55,369千円	160.3%	令和6年11月1日　須磨海づり公園オープン
	駐 車 台 数	37,052台	50,842台	137.2%	72,481台	142.6%	

Ⅸ. 財 務 状 況

（単位：千円）

				令和５年度	令和６年度	令和７年度	６→７増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額		3,801	7,836	8,894	1,059
			経常収益	2,069,107	1,971,928	1,967,334	△4,594
			うち公益	1,440,518	1,304,746	1,260,002	△44,743
			うち公益以外	628,590	667,183	707,332	40,149
			経常費用	2,065,307	1,964,093	1,958,440	△5,653
			うち事業費（公益）	1,594,505	1,450,776	1,434,440	△16,337
			うち事業費（公益以外）	467,961	510,408	521,156	10,749
			うち管理費（公益）	－	－	－	－
			うち管理費（公益以外）	2,840	2,909	2,844	△65
			評価損益等	－	－	－	－
		当期経常外増減額		△2,124	△136	△720	△584
			経常外収益	278	158	3,029	2,871
			経常外費用	2,402	294	3,749	3,454
		法人税、住民税及び事業税		1,080	3,267	1,941	△1,326
		当期一般正味財産増減額		597	4,432	6,234	1,801
		一般正味財産期首残高		513,889	514,486	518,918	4,432
		一般正味財産期末残高		514,486	518,918	525,152	6,234
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額		△4,187	428	△648	△1,076
			指定正味財産増加額	894	1,213	991	△222
			指定正味財産減少額	5,081	785	1,638	853
			うち一般正味財産への振替額	5,081	785	1,638	853
		指定正味財産期首残高		156,973	152,786	153,214	428
		指定正味財産期末残高		152,786	153,214	152,566	△648
	正味財産期首残高			670,862	667,272	672,132	4,860
	当期正味財産増減額			△3,591	4,860	5,586	726
	正味財産期末残高			667,272	672,132	677,718	5,586
貸借対照表（B／S）	資産合計			1,164,753	1,259,276	1,289,623	30,347
		流動資産		628,066	723,816	723,314	△502
		固定資産		536,687	535,461	566,310	30,849
			うち建物	24,192	22,757	21,362	△1,395
	負債合計			497,482	587,145	611,906	24,761
		流動負債		408,498	486,623	522,220	35,596
			うち短期借入金	－	－	－	－
		固定負債		88,984	100,521	89,686	△10,835
			うち長期借入金	－	－	－	－
	正味財産合計			667,272	672,132	677,718	5,586
		指定正味財産		152,786	153,214	152,566	△648
		一般正味財産		514,486	518,918	525,152	6,234

※　端数処理により合計が一致しない場合があります。